

## 事故対応について

### 1 今年度の事故の状況

昨年度に引き続き、今年度も多数の事故が本市へ報告されています。その半数以上は転倒による骨折となっていますが、誤嚥等による死亡事故も1月末の時点で9件報告されています。

事故の発生場所としては居室が最も多く、次いでリビング・食堂となっています。

### 2 事故の対応方法

介護サービス事業者については、その各指定基準において、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされています。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、保存しなければならないとされています。

近年、事故による苦情等が窓口寄せられるケースや訴訟にまで発展するケースもありますので、日頃から事故が起こった際の手順等の準備・確認をしていただくようお願いいたします。併せて、事故が起こった際の状況・対応、家族への報告日時・内容等も詳細に記録し、保存してください。

また、今後の事故防止のためにも、職場全体で事故の原因及び内容を的確に把握し、再発防止策をご検討いただくとともに、日々の職場での事故事例・ヒヤリハットを基にした内部研修の実施や外部研修への参加等で、一層の質の向上に努めてください。

### 3 市への報告

本市への報告の対象となる事故の範囲については、次のとおりです。

- (1) サービスの提供（送迎等を含む。）により利用者が負傷（医療機関において受診を要する程度のもの）又は死亡した場合
- (2) 従業員の法令違反又は不祥事により利用者の処遇に影響がある場合
- (3) 利用者が失踪した場合（概ね30分以内に発見した場合を除く。）
- (4) そのほか、事業者が必要と認めた場合

（「福山市介護保険事業者事故報告取扱基準」第2条）

※ 様式は、福山市ホームページからダウンロードができます。

電子申請、郵送、窓口にて提出を行ってください。

（個人情報保護の観点から、ファクシミリによる報告は不可）